

光化学スモッグにご注意ください

光化学スモッグって何？

自動車の排出ガスなどに含まれる窒素酸化物などの有害物質が、大気中で強い紫外線を受け「光化学オキシダント」と呼ばれる物質に変化するために起こる現象です。

光化学スモッグは、風が弱く、日差しが強い日に発生しやすくなります。

被害を受けると目がチカチカする、目が痛い、涙が出る、のどが痛い、せきが出る、息苦しい、頭痛・吐き気などの症状がでます。

注意報が発令されたら

光化学スモッグ注意報が発令された時は、町防災行政無線で注意を呼びかけますので屋内活動に切り替えましょう。

光化学スモッグ情報サービス

○テレホンサービス ☎050 (5893) 9342・9343

○ホームページアドレス

<http://www.pref.kanagawa.jp/sys/taikikanshi/haturei/index.html>

※光化学スモッグによる被害が発生した場合には環境課へご連絡ください。

問 環境課（美化センター内） ☎(72)4438

深夜の花火は禁止です !!

大磯町美しいまちづくり条例により、

午後10時から翌日の午前6時まで

は河川や海岸などの公共の場所や静穏を害するおそれのある場所で、ロケット花火や爆竹などの発射音や爆発音を発する花火を禁止しています。

近隣の住民の皆さんに迷惑にならないよう、ルールとマナーを守って楽しみましょう。

楽しんだ後の「ごみ」は必ず持ち帰り、誰もが気持ちよく過ごせるまちにしましょう！

美しいまちづくり条例については町ホームページをご確認ください。

問 環境課（美化センター内） ☎(72)4438



蜂の駆除はお早めに！

夏になると、家の軒下や庭木に蜂の巣を見かけることがあります。8月を過ぎたころから蜂の防衛本能が強まり攻撃してくるようになります。巣は軒下や換気扇など見えやすい場所や、屋根裏や戸袋など狭いところにも作るので注意してください。

【蜂駆除費補助制度】

スズメバチの駆除を専門の業者に依頼した場合、駆除にかかった費用の5割（限度額1万円）に相当する額を補助する制度がありますのでご活用ください。

○申請に必要なもの

- 印鑑、駆除前と駆除後の写真、駆除業者の領収書等
- ※町では、個人の敷地内における蜂の駆除は行っておりません。



【蜂防護服貸出制度】

町では、安全に駆除ができるよう蜂防護服の貸出しを行っています。希望する方は環境課にお問い合わせください。

問・申 環境課（美化センター内） ☎(72)4438

アプリ「Q助」の提供開始

総務省消防庁では、急な病気やけがをしたときに、救急車を呼ぶ時の判断や、医療機関を受診するタイミング、利用できる医療機関などの情報を提供し、緊急度に応じた必要な対応を支援するためのアプリ「Q助（きゅーすけ）」の運用を開始しました。救急車を利用する時の判断に迷った時に、お役立てください。

▶「Q助」の概要

急な病気やけがをしたとき、該当する症状を選択していくと、緊急度に応じた必要な対応が表示されます。症状を選択した後、119番への通報、必要な医療機関の検索、受診手段の検索を行うことができるようになり、住民が行う緊急性の判断を支援するものとなっています。



▶消防庁ホームページから、ダウンロードしてください。

https://www.fdma.go.jp/neuter/topics/filedList9_6/kyukyu_app.html



問 消防署 ☎(61)0911